令和７年度
環境モニタリング調査
結果報告書

令和８年２月

有　限　会　社　　鬼　澤　商　事

一般社団法人　茨城県環境管理協会

目　　次

1．目的 ……1

2．調査期日 ……1

3．調査場所 ……1

4．測定項目及び測定方法 ……2

5．環境関係法令等による指定状況 ……4

6．調査結果 ……9

7．まとめ ……15

8．現場写真 ……16

1．目的

有限会社鬼澤商事では、平成23年度に発酵堆肥化施設の設置許可申請を行い、平成25年度に施設が完成した。本調査は、新施設稼働に伴い発生する粉じん、騒音・振動、特定悪臭物質、事業所からの排水の調査を行い、各関係法令への適合状況を確認することを目的とする。

2．調査期日

・粉じん濃度調査　：令和8年1月21日
・騒音レベル及び振動レベル調査　：令和8年1月21日～令和8年1月22日
・特定悪臭物質調査　：令和7年7月3日
・排水水質調査　：令和7年12月24日

3．調査場所

茨城県小美玉市柴高849-1　有限会社 鬼澤商事
都市計画法第8条第1項第1号：用途地域の指定のない地域
(図3.1調査場所位置図及び図3.2調査地点位置図参照。)

図3.1 調査場所位置図

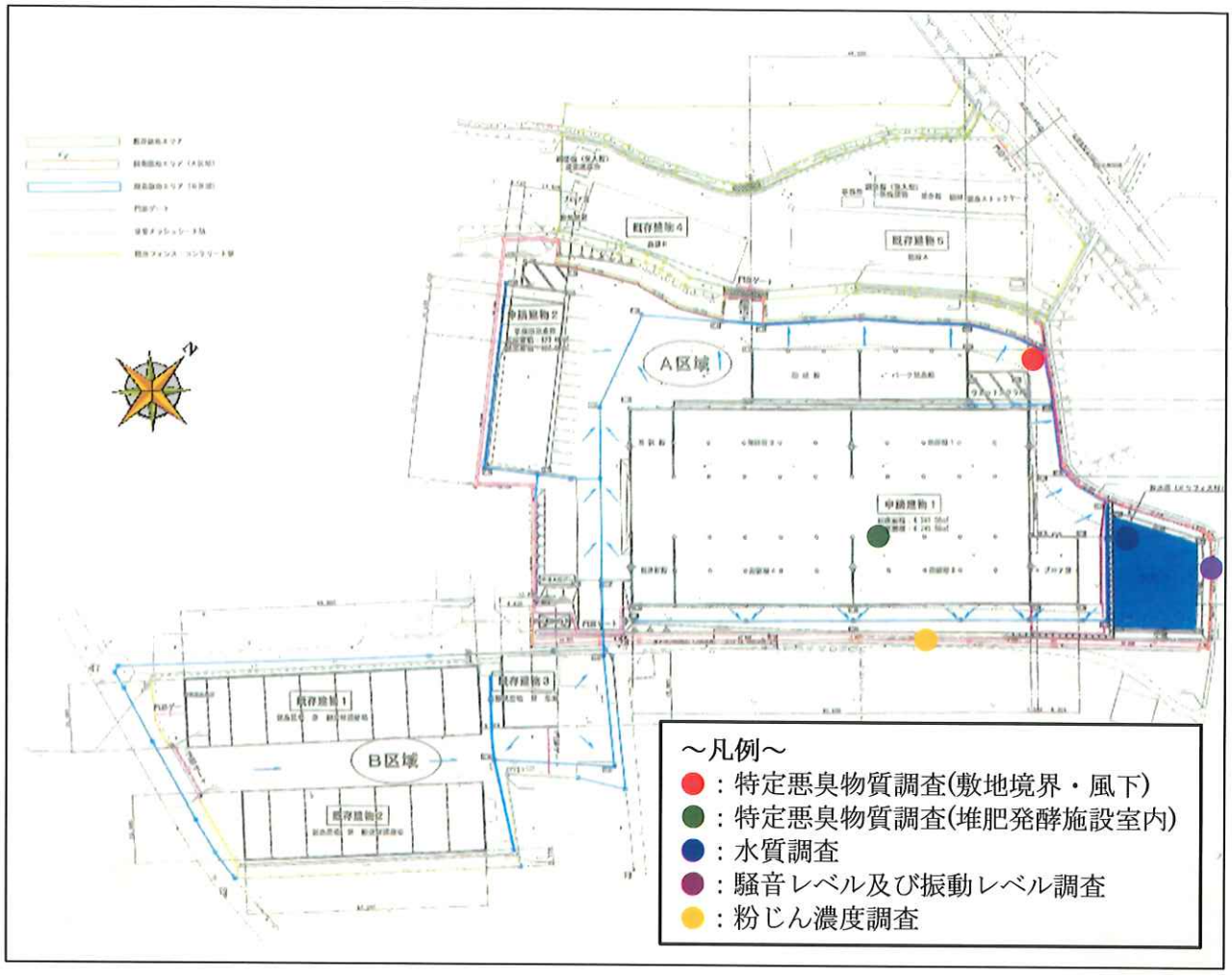

図 3.2 調査地点位置図

4．測定項目及び測定方法

測定項目及び測定方法を表 4.1～表 4.4 に示した。

表 4.1 測定項目及び測定方法(粉じん濃度)

項目	測定方法
粉じん濃度	JIS Z 8813

表 4.2 測定項目及び測定方法(騒音レベル及び振動レベル)

項目	測定方法
騒音レベル	JIS Z 8731
振動レベル	JIS Z 8735

表 4.3 測定項目及び測定方法(特定悪臭物質)

項目	測定方法
アンモニア	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 1
メチルメルカプタン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 2
硫化水素	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 2
硫化メチル	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 2
二硫化メチル	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 2
トリメチルアミン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 3
アセトアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
プロピオンアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
ノルマルブチルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
イソブチルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
ノルマルバレルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
イソバレルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 4
イソブタノール	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 5
酢酸エチル	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 6
メチルイソブチルケトン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 6
トルエン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 7
スチレン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 7
キシレン	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 7
プロピオン酸	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 8
ノルマル酪酸	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 8
ノルマル吉草酸	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 8
イソ吉草酸	S47 環境庁告示第 9 号　別表第 8

表 4.4 測定項目及び測定方法(水質)

項　　目	測　定　方　法
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12
生物化学的酸素要求量	JIS K0102-1 18,21.4
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2
浮遊物質量	S46 環告第 59 号付表 8
窒素含有量	JIS K0102-1 17
りん含有量	JIS K0102-2 18.4

5．環境関係法令等による指定状況

5．1．粉じん

粉じんに係る環境関係法令として、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準がある。茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を表 5.1.1 に示す。

表 5.1.1 茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準(粉じん)

項　目	規制基準
粉じん	敷地境界線上 1.5(mg/m³)

5．2．騒音レベル及び振動レベル

5．2．1．騒音レベル

騒音に関する規制等として、「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく規制基準があり、更に「茨城県生活環境の保全等に関する条例」による規制基準等が定められている。小美玉市(旧美野里町)においては全域が騒音規制法に基づく指定地域となる。当該事業所は騒音特定施設を設置しており、騒音規制法の適用を受ける。よって、本調査では、当該事業所の敷地境界に対して、騒音規制法に定められる規制基準と比較し、評価することとする。表 5.2.1 に小美玉市(旧美野里町)における騒音に係る指定地域及び規制基準適用区域を示し、表 5.2.2 に騒音規制法による規制基準を示し、表 5.2.3 に茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準を示す。

表 5.2.1 小美玉市(旧美野里町)における騒音に係る指定地域及び規制基準適用区域

市町村名	指定地域	規制基準が適用される区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域
小美玉市(旧美野里町)	全域	第1種区域	○	○	○											
		第2種区域				○	○	○	○	○						
		第3種区域									○	○	○			○
		第4種区域												○	○	

※■：当該事業所に適用される。

表 5.2.2 騒音規制法による規制基準

用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地域		工業専用地域		備考
特定工場等に係る騒音規制基準	第1種区域			第2種区域					第3種区域				第4種区域				第2、3，4種区域内の学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームのおおむね50mの区域内は5dB減とする。
	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	
	50 dB	45 dB		40 dB	40 dB	50 dB		45 dB	65 dB	60 dB		50 dB	70 dB	65 dB		55 dB	

※特定建設作業に係る騒音規制基準、自動車騒音の要請限度は記載を省略した。

※■：当該事業所に適用される。

表 5.2.3 茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地域			工業専用地域				備考
特定工場等に係る騒音規制基準	第1種区域			第2種区域					第3種区域				第4種区域			第5種区域				第2、3，4種区域内の学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームのおおむね50mの区域内は5dB減とする。
	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	8～18時	6～8時	18～21時	21～6時	
	50 dB	45 dB		40 dB	40 dB	50 dB		45 dB	65 dB	60 dB		50 dB	70 dB	65 dB		55 dB	75 dB			65 dB	

5．2．2．振動レベル

振動に関する規制等として、「振動規制法」に基づく規制基準があり、更に「茨城県生活環境の保全等に関する条例」による規制基準等が定められている。小美玉市(旧美野里町)においては、工業専用地域を除く全域が振動規制法に基づく指定地域となる。当該事業所は振動特定施設を設置しており、振動規制法の第2種区域の適用を受ける。よって、本調査では敷地境界に対して、振動規制法の第2種区域の規制基準と比較し、評価することとする。表5.2.4に小美玉市(旧美野里町)における振動に係る指定地域及び規制基準適用区域を示し、表5.2.5に振動規制法に定める規制基準を示す。

表5.2.4 小美玉市(旧美野里町)における振動に係る指定地域及び規制基準適用区域

市町村名	指定地域	規制基準が適用される区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域
小美玉市(旧美野里町)	工業専用地域を除く全域	第1種区域	○	○	○	○	○	○	○	○						
		第2種区域									○	○	○	○		○

※■：当該事業所に適用される。

表5.2.5 振動規制法による規制基準

用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地域	工業専用地域	備考
特定工場等に係る振動規制基準	第1種区域								第2種区域						学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は5dB減とする。
	6時～21時				21時～6時				6時～21時				21時～6時		
	65dB				55dB				70dB				60dB		

※■：当該事業所に適用される。

5．3．特定悪臭物質

悪臭に関する規制等として、「悪臭防止法」に基づき指定地域と規制基準が定められており、小美玉市は、表 5.3.1 に示す地域が指定地域となっている。

調査地点は、都市計画法の用途地域の指定のない地域に所在することから、「悪臭防止法」の指定地域外となっており規制を受けないが、当施設許認可申請時に届出をしている自主基準との比較をすることとする。表 5.3.2 に悪臭防止法 1 号規制 B 区域の規制基準並びに自主基準を示した。

表 5.3.1 小美玉市における悪臭に係る指定地域及び規制基準適用区域

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により用途地域として定められた地域(工業専用地域を除く。)

小美玉市(旧美野里町地域)平成 13 年 3 月 12 日告示、平成 13 年 4 月 1 日施行

表 5.3.2 悪臭防止法に基づく規制基準及び自主基準

項　　目	悪臭防止法 1 号規制 B 区域規制基準(ppm)	自主基準(ppm)
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.03
硫化メチル	0.05	0.025
二硫化メチル	0.03	0.015
トリメチルアミン	0.02	0.01
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	0.07	0.035
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.01
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	2
酢酸エチル	7	3.5
メチルイソブチルケトン	3	1.5
トルエン	30	15
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.035
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.001
イソ吉草酸	0.004	0.002

5．4．水質

水質に関する規制として、「水質汚濁防止法」に基づき排水基準が定められており、更に、茨城県条例として水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の排水基準がある。また、霞ケ浦流域内においては茨城県霞ケ浦水質保全条例が定められている。当該事業所は霞ケ浦流域内に所在するものの各法令に係る特定施設を設置していないことから、各法令の規制対象ではないが、本調査においては、参考として、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ケ浦水質保全条例が定める排水基準と比較することとする。表 5.4.1 に水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ケ浦水質保全条例が定める排水基準を示した。

表 5.4.1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び
茨城県霞ケ浦水質保全条例が定める排水基準

項　　目	排水基準(mg/L)		備考
	日間平均	最大	
水素イオン濃度	-	5.8～8.6(pH)	※1
生物化学的酸素要求量	20	25	※2
化学的酸素要求量	20	25	
浮遊物質量	30	40	
窒素	-	45	※3
りん	-	6	

※1：1 日の平均的な排水量として 50m³ 以上の排水基準

※2：1 日の平均的な排水量として 20m³ 未満の排水基準

※3：1 日の平均的な排水量として 10 以上 20m³ 未満の排水基準

6．調査結果

6．1．粉じん

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.1.1 に示す。測定時の風向風速は、西北西の風、風速 0.6～0.9m/s であった。測定結果は、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する粉じんは、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準に適合していることが確認された。

表 6.1.1 粉じん濃度測定結果

測定地点	粉じん濃度(mg/m³)	規制基準
敷地境界(風下)	0.17	敷地境界線上 1.5mg/m³

6．2．騒音レベル及び振動レベル

6．2．1．騒音レベル

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.2.1 に示す。測定結果は、朝、昼間、夕、夜間の全ての時間区分において、騒音規制法に定める規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する騒音は、騒音規制法に定める規制基準に適合していることが確認された。

表 6.2.1 騒音レベル測定結果

時間区分	朝	昼間	夕	夜間
規制基準(dB)	60	65	60	50
敷地境界	43 (6:00～6:10)	49 (10:00～10:10)	55 (18:00～18:10)	43 (21:00～21:10)

6．2．2．振動レベル

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.2.2 に示す。測定結果は、昼間、夜間の全ての時間区分において、振動規制法に定める規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する振動は、振動規制法に定める規制基準に適合していることが確認された。

表 6.2.2 振動レベル測定結果

時間区分	昼間	夜間
規制基準(dB)	70	60
敷地境界	<30 (10:00～10:10)	<30 (21:00～21:10)

※表中"<"については、振動計の測定保証値 30dB 未満であることを表す。

6．3．特定悪臭物質

6．3．1．敷地境界(風下)

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.3.1 に示した。測定時の気象条件は、風向：南南東、風速：1.6～2.5m/s、気温：34.8℃、湿度：83%であった。

測定結果は、ノルマル酪酸が 0.0002ppm、ノルマル吉草酸が 0.00019ppm、イソ吉草酸が 0.0001ppm 検出された。その他の項目は定量下限値未満であった。

以上より、すべての項目において、自主基準を下回ったことが確認された。

表 6.3.1 特定悪臭物質測定結果(敷地境界・風下)

項目	調査結果(ppm)	規制基準(ppm) B区域	自主基準(ppm)
アンモニア	<0.1	2	1
メチルメルカプタン	<0.0005	0.004	0.002
硫化水素	<0.0005	0.06	0.03
硫化メチル	<0.0005	0.05	0.025
二硫化メチル	<0.0005	0.03	0.015
トリメチルアミン	<0.0005	0.02	0.01
アセトアルデヒド	<0.001	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.001	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	<0.001	0.07	0.035
ノルマルバレルアルデヒド	<0.001	0.02	0.01
イソバレルアルデヒド	<0.001	0.006	0.003
イソブタノール	<0.05	4	2
酢酸エチル	<0.05	7	3.5
メチルイソブチルケトン	<0.05	3	1.5
トルエン	<0.05	30	15
スチレン	<0.05	0.8	0.4
キシレン	<0.05	2	1
プロピオン酸	<0.003	0.07	0.035
ノルマル酪酸	0.0002	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.00019	0.002	0.001
イソ吉草酸	0.0001	0.004	0.002

備考：表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

上記の結果を用いて、令和 7 年度の測定結果を平成 29 年度～令和 6 年度の測定結果とともに表 6.3.2 に示した。令和 7 年度の測定結果は、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸が検出されたものの、他項目は定量下限値未満であり、自主基準と比較すると、すべての項目において規制基準を下回っていた。また、過去の測定結果と比較しても大きな濃度変化を示す項目はなかった。

表 6.3.2 特定悪臭物質測定結果(敷地境界・風下)

項　　目	調査結果(ppm)									規制基準	自主基準
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	B区域	
アンモニア	<0.1	0.3	0.3	0.3	<0.1	0.2	<0.1	0.4	<0.1	2	1
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.004	0.002
硫化水素	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	0.06	0.03
硫化メチル	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05	0.025
二硫化メチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.03	0.015
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.02	0.01
アセトアルデヒド	<0.001	<0.001	0.007	0.002	<0.001	0.008	0.008	0.003	0.002	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.07	0.035
ノルマルバレルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.01
イソバレルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.006	0.003
イソブタノール	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	4	2
酢酸エチル	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	7	3.5
メチルイソブチルケトン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	3	1.5
トルエン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	30	15
スチレン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.8	0.4
キシレン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	1
プロピオン酸	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.07	0.035
ノルマル酪酸	0.0002	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0011	0.0019	0.0004	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.00019	<0.00009	<0.00009	0.00093	<0.00009	<0.00009	0.00044	<0.00009	<0.00009	0.002	0.001
イソ吉草酸	0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001	<0.0001	0.0006	<0.0001	<0.0001	0.004	0.002

備考：表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

6．3．2．堆肥発酵施設室内

調査地点を図3.2に示し、測定結果を表6.3.3に示した。検出された項目は、アンモニアが54.6ppm、メチルメルカプタンが0.0040ppm、硫化メチルが0.015ppm、二硫化メチルが0.0013ppm、トリメチルアミンが0.0391ppm、アセトアルデヒドが0.089ppm、プロピオン酸が0.055ppm、ノルマル酪酸が0.105ppm、ノルマル吉草酸が0.0405ppm、イソ吉草酸が0.0254ppmであった。

表6.3.3 特定悪臭物質測定結果(堆肥発酵施設室内)

項　　目	調査結果(ppm)
アンモニア	54.6
メチルメルカプタン	0.0040
硫化水素	<0.0005
硫化メチル	0.015
二硫化メチル	0.0013
トリメチルアミン	0.0391
アセトアルデヒド	0.089
プロピオンアルデヒド	<0.001
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001
イソブチルアルデヒド	<0.001
ノルマルバレルアルデヒド	<0.001
イソバレルアルデヒド	<0.001
イソブタノール	<0.05
酢酸エチル	<0.05
メチルイソブチルケトン	<0.05
トルエン	<0.05
スチレン	<0.05
キシレン	<0.05
プロピオン酸	0.055
ノルマル酪酸	0.105
ノルマル吉草酸	0.0405
イソ吉草酸	0.0254

備考：室温37.3℃、湿度88%

表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

6．3．3．敷地境界と堆肥発酵施設内との比較

堆肥発酵施設内で検出された項目について、敷地境界(風下)地点における測定結果とともに図 6.3.1 に示した。

堆肥発酵施設内で検出された項目を、敷地境界(風下)地点の測定結果と比較すると、敷地境界(風下)地点においては、大きな濃度低下が確認された。

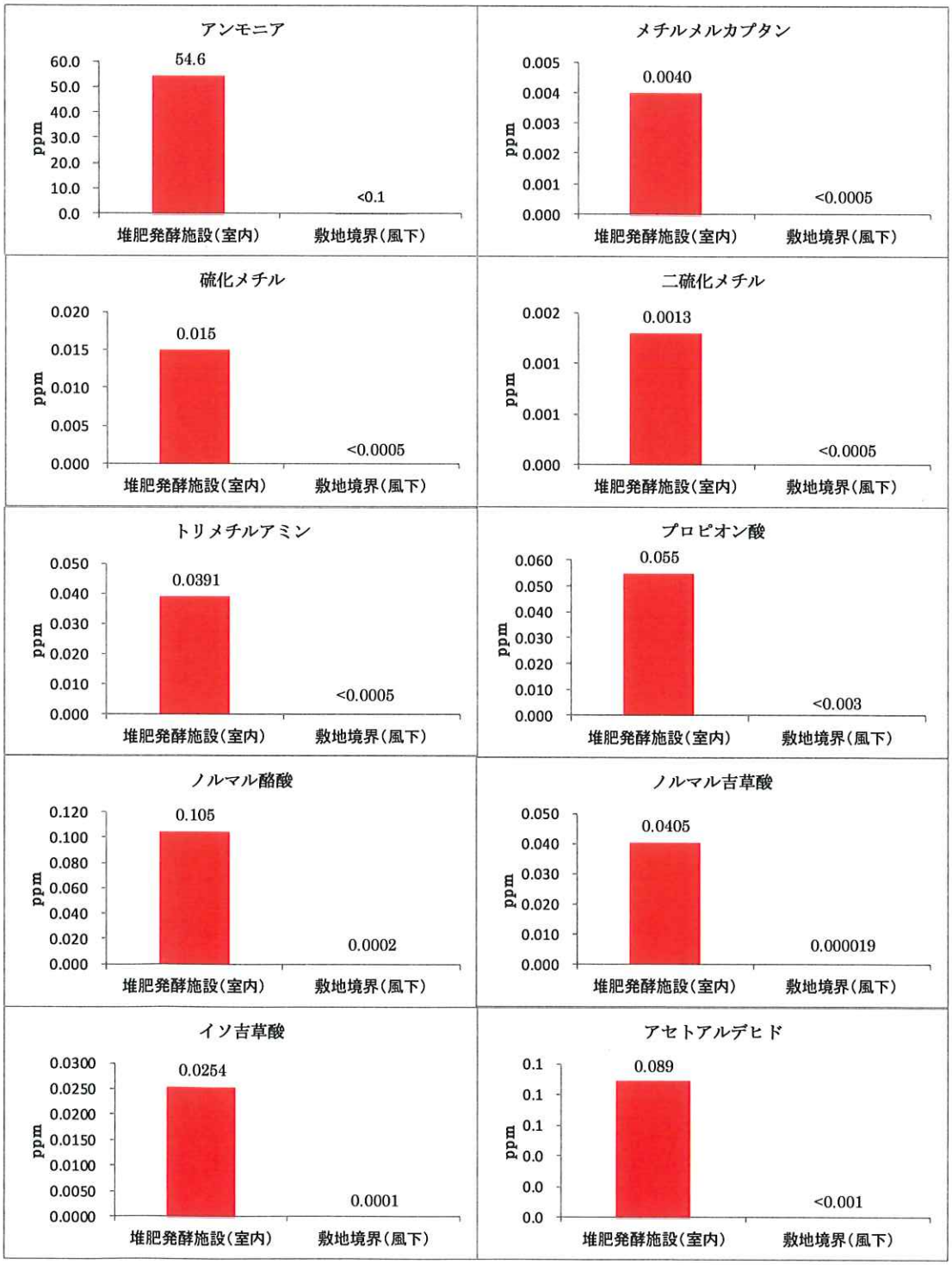

図 6.3.1 堆肥発酵施設内及び敷地境界(風下)特定悪臭物質測定結果

6．4．排水水質調査

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.4.1 に示した。測定結果を水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ケ浦水質保全条例が定める排水基準と比較すると、すべての項目で排水基準を下回っていた。

表 6.4.1 排水測定結果

項　　目	単位	測定結果	排水基準	
			日間平均	最大
水素イオン濃度	pH	7.8	-	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	6.8	20	25
化学的酸素要求量	mg/L	11.7	20	25
浮遊物質量	mg/L	17	30	40
窒素含有量	mg/L	11.1	-	45
りん含有量	mg/L	0.65	-	6

７．まとめ

７．１．粉じん

測定結果は、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を下回っていた。

７．２．騒音レベル及び振動レベル

７．２．１．騒音レベル

測定結果は、朝、昼間、夕、夜間の全ての時間区分において、騒音規制法に定める規制基準を下回っていた。

７．２．２．振動レベル

測定結果は、昼間、夜間の全ての時間区分において、振動規制法に定める規制基準を下回っていた。

７．３．特定悪臭物質

すべての項目において、自主基準を下回ったことが確認された。

堆肥発酵施設内では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸が検出されているものの、敷地境界風下地点では、濃度レベルが低下し、悪臭防止法に基づく規制基準及び自主基準を下回っていた。また、その他の項目については定量下限値未満であり、自主基準を下回っていた。

７．４．水質

測定結果は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び霞ケ浦水質保全条例が定める排水基準を下回っていた。

8．現場写真

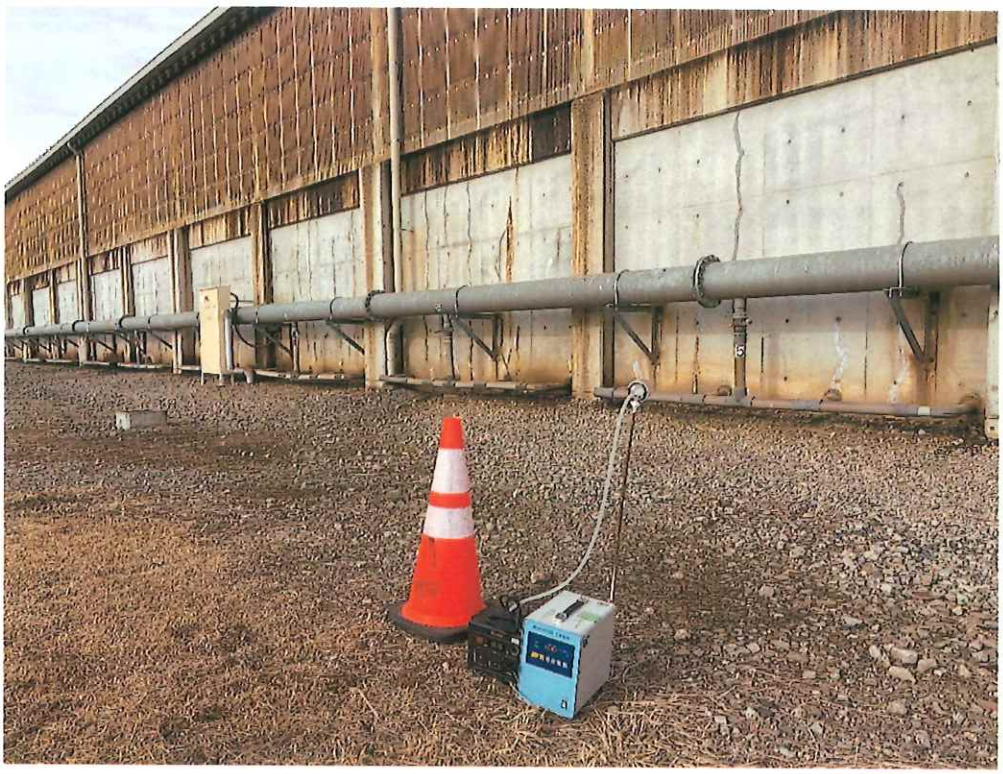

令和８年１月 21 日 粉じん濃度 敷地境界(風下) 測定状況

令和８年１月 21 日～22 日 騒音レベル及び振動レベル 敷地境界 測定状況

令和７年７月３日 特定悪臭物質 敷地境界(風下) 測定状況

令和７年７月３日 特定悪臭物質 堆肥発酵施設内 測定状況

受付番号：Q2500621
報告書発行日：令和８年１月 29 日

粉じん濃度測定結果報告書

有限会社　鬼澤商事　　様

件　　名：粉じん濃度測定

測定対象場所：有限会社鬼澤商事 敷地境界

測 定 日 ：令和８年１月 21 日

試料採取者 ：　一般社団法人 茨城県環境管理協会　友部　勇哉

計量証明事業(濃　　度)登録 茨城県第７号
計量証明事業(音　圧　レ ベ ル)登録 茨城県第４号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第８号

一般社団法人　茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 1736 番地 20
TEL　029-248-7431
FAX　029-240-1270
環境計量士　西野 久元

測定した結果を以下のとおり報告いたします。

項目 / 地点名	粉じん濃度
敷地境界(風下)	０．１７　mg/m³
備考	測定方法：JIS Z 8813 測定場所：敷地境界(風下)１地点で採取。 (図１ 測定地点図参照。) 測定時間：9:30～12:00（連続測定）

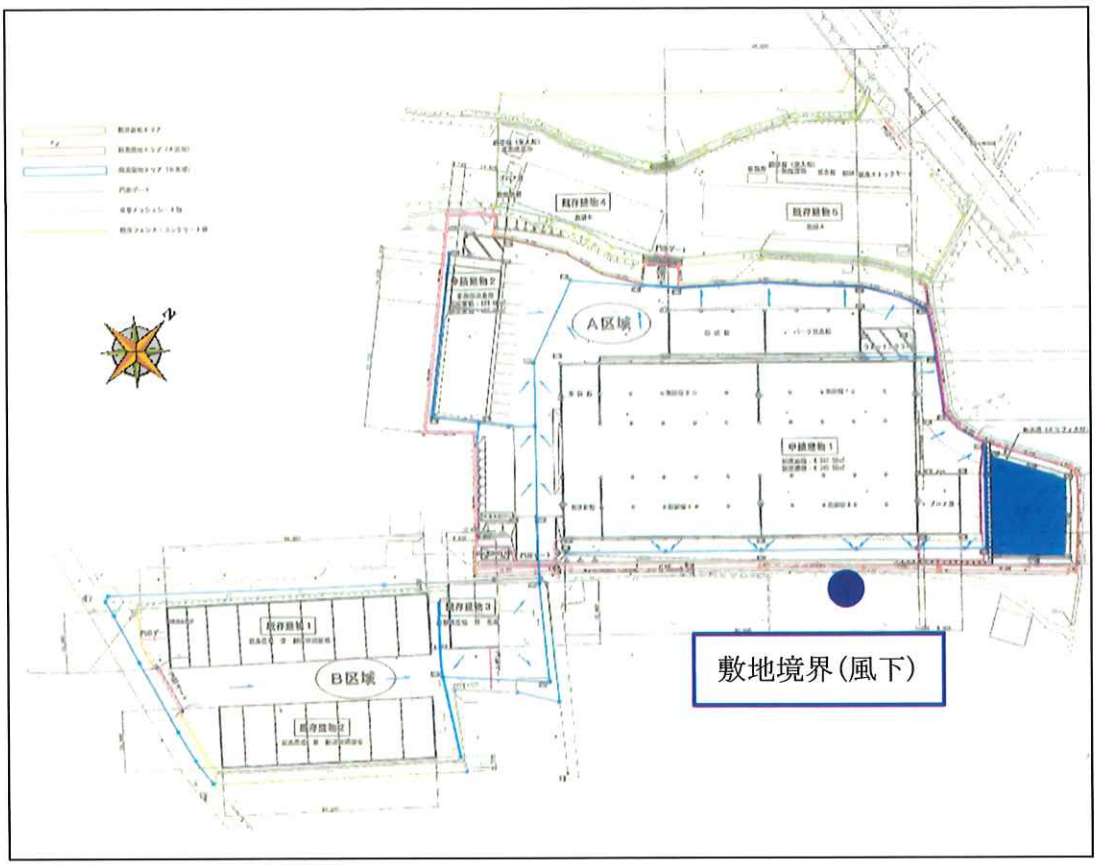

図1 測定地点図

参考資料

1．測定結果詳細

地点名	採取時間 (min)	吸引流量 (L/min)	吸引量 (m^3)	ろ紙付着量 (mg)	粉じん濃度 (mg/m^3)
敷地境界(風下)	150	10	1.5	0.26	0.17

2．気象

測定場所	測定時間	天気	風速 (m/s)	風向	気温 (℃)	湿度 (%)
工場敷地内	9時35分～9時40分	晴れ	0.6～0.9	西北西	4.3	37

3．茨城県生活環境の保全等に関する条例 粉じん規制基準（第13条関係 別表第5の1）

・敷地境界線上において1.5mg/m^3

4．現場写真

敷地境界(風下)測定状況

受付番号：V2500143
報告年月日　令和８年１月29日

計　量　証　明　書

有限会社　鬼澤商事　様

一般社団法人茨城県環境管理協会
水戸市元吉田町 1736-20
TEL　029-248-7431
FAX　029-240-1270
計量証明事業
音圧レベルに係る登録　茨城県第４号
振動加速度レベルに係る登録　茨城県第８号
環境計量士　西野　久元

ご依頼の騒音レベル及び振動レベルについて計量した結果を以下の通り証明いたします。

１．計量日時　令和８年１月21日(水)10:00 ～令和８年１月22日(木)6:10

２．計量場所　有限会社鬼澤商事　敷地境界１地点
(茨城県小美玉市柴高 849-1) (図１ 計量地点図参照)

３．計量方法　騒音レベル・振動レベルの計量は、計量地点に測定器を設置し、24時間連続測定を行い、データ処理ソフトにて対象外騒音・振動の除外を行った。データの処理方法を以下に示す。

(1)騒音レベル　JIS Z 8731 "環境騒音の表示・測定方法" に基づく測定方法により、時間率騒音レベルの 90%レンジの上端値(L_5)を計量結果とした。なお、測定にあたっては、可能な限り対象外騒音(通過車両や虫・鳥の鳴き声等)を除外した。

(2)振動レベル　JIS Z 8735 "振動レベル測定方法" に基づく測定方法により、80%レンジの上端値(L_{10})を計量結果とした。なお、測定にあたっては、可能な限り対象外振動(通過車両振動等)を除外した。

４．計量結果　表１に騒音レベル及び振動レベル計量結果を示した。

表１ 騒音レベル計量結果

計量項目	騒音レベルL_5(dB)				振動レベルL_{10}(dB)	
時間区分	朝	昼間	夕	夜間	昼間	夜間
規制基準(dB)	60	65	60	50	70	60
敷地境界 No.1	43 (6:00～6:10)	49 (10:00～10:10)	55 (18:00～18:10)	43 (21:00～21:10)	<30 (10:00～10:10)	<30 (21:00～21:10)

備考：振動レベルの表記"<30"については、振動レベル計の測定保証値 30dB 未満であることを表す。

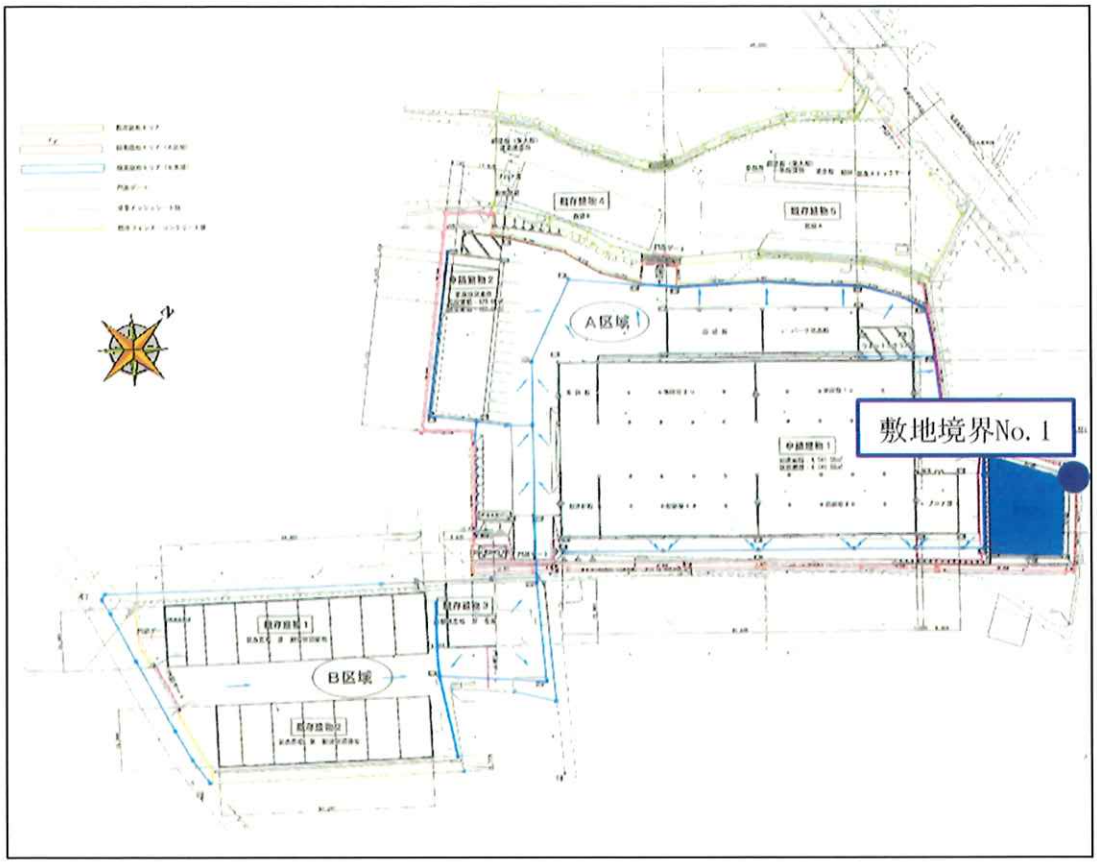

図 1　計量地点図

5．使用機器等

・騒音レベル　　リオン　NL-43　普通騒音計
時間重み特性（動特性）：FAST
周波数重み特性（聴感補正回路）：A 特性
ﾏｲｸﾛﾌｫﾝ高さ：地上約 1.2m

・振動レベル　　リオン　VM-57　振動レベル計
感覚補正回路：Z 特性
ピックアップ設置：地上面

６．騒音規制法による規制基準

用途地域	住居専用地域 第1種低層	住居専用地域 第2種低層	住居専用地域 第1種中高層	住居専用地域 第2種中高層	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地域	工業専用地域	備考
特定工場等に係る騒音規制基準	第１種区域		第２種区域					第３種区域				第４種区域		第2、3，4種区域内の学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームのおおむね50mの区域内は5dB減とする。
	8～18時	6～8時 / 18～21時	8～18時	6～8時 / 18～21時		21～6時		8～18時	6～8時 / 18～21時		21～6時	8～18時	6～8時 / 18～21時	21～6時
	50dB	45dB	55dB	50dB		45dB		65dB	60dB		50dB	70dB	65dB	55dB

備考：①特定建設作業に係る騒音規制基準及び自動車騒音の要請限度は省略した。
②■を計量地点へ適用する。

７．振動規制法による規制基準

用途地域	住居専用地域 第1種低層	住居専用地域 第2種低層	住居専用地域 第1種中高層	住居専用地域 第2種中高層	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地域	工業専用地域	備考
特定工場等に係る振動規制基準	第１種区域							第２種区域						学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は5dB減とする。
	6時～21時		21時～6時					6時～21時				21時～6時		
	65dB		55dB					70dB				60dB		

備考：①特定建設作業に係る振動規制基準及び自動車振動の要請限度は省略した。
②■を計量地点へ適用する。

8．測定状況写真

敷地境界 No.1 騒音レベル及び振動レベル測定状況

9．瞬時値記録

＊敷地境界　No.1

・時間区分：朝(6:00～6:10)

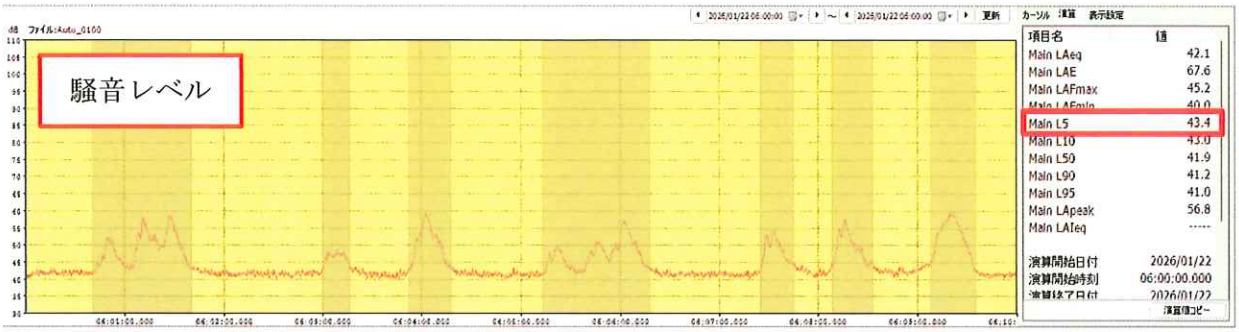

・時間区分：昼間(10:00～10:10)

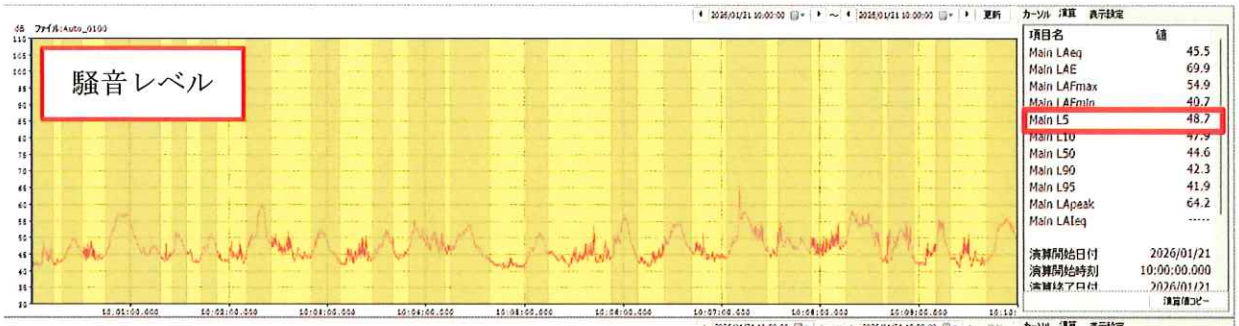

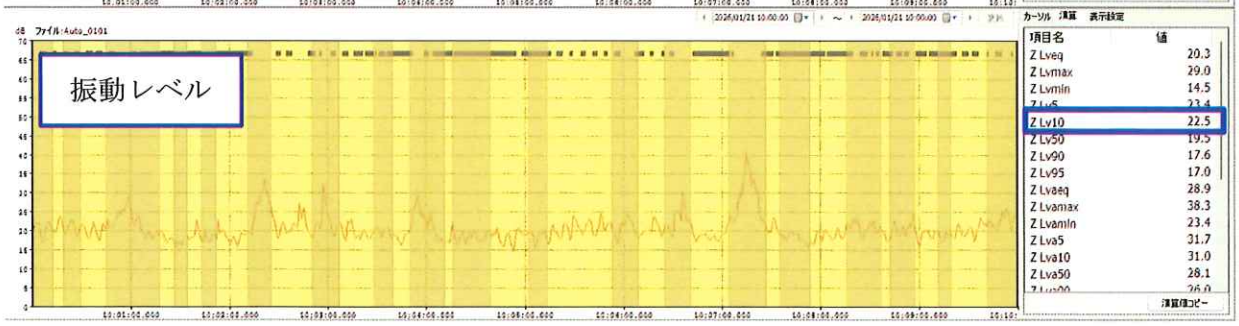

・時間区分：夕(18:00～18:10)

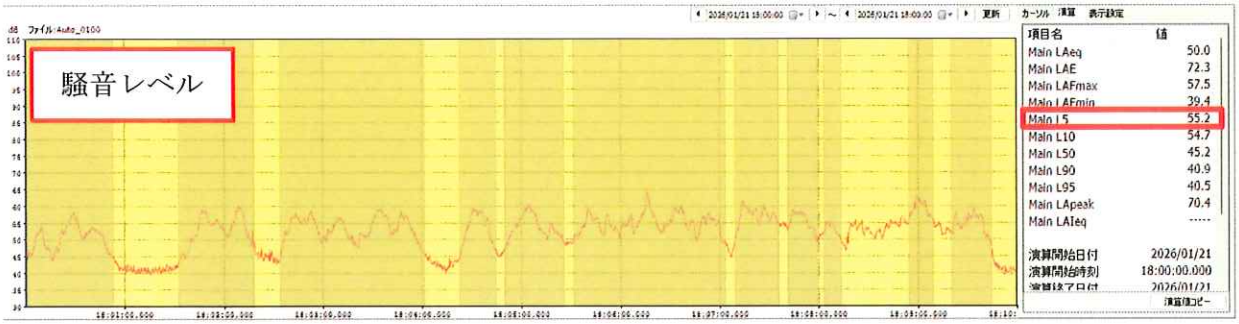

・時間区分：夜間(21:00～21:10)

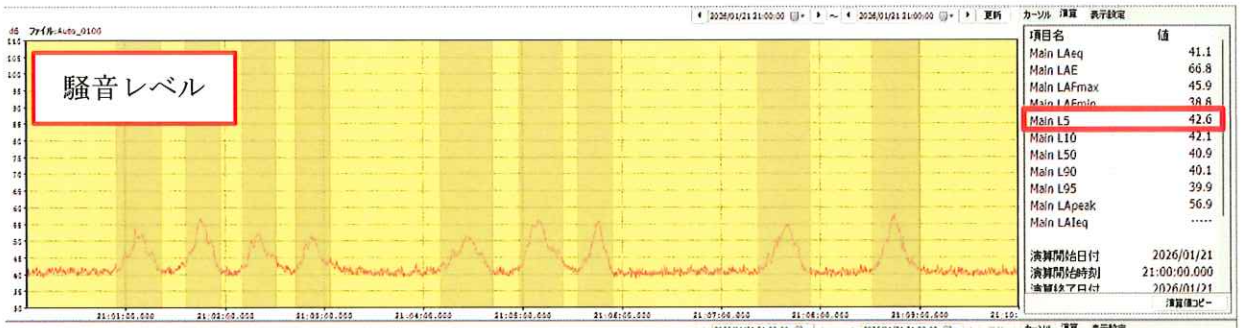

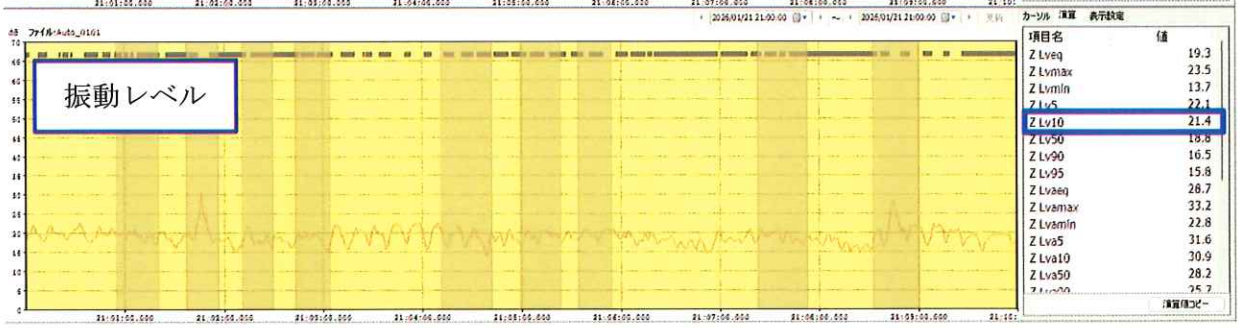

計　量　証　明　書

〒319-0103
小美玉市柴高849-1

有限会社鬼澤商事　様

受付番号　Q2500213　　P－1
受付年月日　2025年 07月 03日
報告年月日　2025年 07月 17日

計量証明事業(濃　　度)登録　茨城県第7号
計量証明事業(音　圧　レ ベ ル)登録　茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録　茨城県第8号

一般社団法人　茨城県環境管理協会
〒310-0836　茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270
環境計量士　西野　久元

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

試料名及び採取場所

敷地境界（風下）

採取条件

試料採取　弊方　採取日時　2025.07.03　10:00
天候　曇　気温　34.8 ℃　水温　－　℃ 透視度　－　度

計量項目	計量結果	単位	計量方法
アンモニア	<0.1	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第1
メチルメルカプタン	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
硫化水素	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
硫化メチル	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
二硫化メチル	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
トリメチルアミン	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第3
アセトアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
プロピオンアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソブチルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
ノルマルバレルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソバレルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソブタノール	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第5
酢酸エチル	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第6

摘要　「計量結果の欄の<****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」
湿度：83%
風向：SSE
風速：1.6～2.5m/s

計量項目	計量結果	単位	計量方法
メチルイソブチルケトン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第6
トルエン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
スチレン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
キシレン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
プロピオン酸	<0.003	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
ノルマル酪酸	0.0002	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
ノルマル吉草酸	0.00019	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
イソ吉草酸	0.0001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
			*** 以下余白 ***

計　量　証　明　書

〒319-0103
小美玉市柴高849-1

有限会社鬼澤商事　様

受付番号　Q2500214　　P－1
受付年月日　2025年 07月 03日
報告年月日　2025年 07月 17日

計量証明事業(濃　　度)登録　茨城県第7号
計量証明事業(音　圧　レベル)登録　茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録　茨城県第8号

一般社団法人　茨城県環境管理協会
〒310-0836　茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士　西野　久元

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

試料名及び採取場所

堆肥発酵施設室内

採取条件

試料採取　弊方　採取日時　2025.07.03　10:30
天候　曇　気温　37.3 ℃　水温　－　℃ 透視度　－　度

計量項目	計量結果	単位	計量方法
アンモニア	54.6	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第1
メチルメルカプタン	0.0040	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
硫化水素	<0.0005	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
硫化メチル	0.015	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
二硫化メチル	0.0013	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第2
トリメチルアミン	0.0391	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第3
アセトアルデヒド	0.089	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
プロピオンアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソブチルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
ノルマルバレルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソバレルアルデヒド	<0.001	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第4
イソブタノール	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第5
酢酸エチル	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第6

摘要　「計量結果の欄の<****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」
湿度：88%

計量項目	計量結果	単位	計量方法
メチルイソブチルケトン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第6
トルエン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
スチレン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
キシレン	<0.05	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第7
プロピオン酸	0.055	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
ノルマル酪酸	0.105	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
ノルマル吉草酸	0.0405	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
イソ吉草酸	0.0254	ppm	S47環境庁告示第9号 別表第8
			*** 以下余白 ***

計　量　証　明　書

〒319-0103
小美玉市柴高849-1

有限会社鬼澤商事　様

受付番号　A2500743　　P－1
受付年月日　2025年 12月 24日
報告年月日　2026年 01月 13日

計量証明事業(濃　　度)登録　茨城県第7号
計量証明事業(音　圧　レベル)登録　茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録　茨城県第3号

一般社団法人　茨城県環境管理協会
〒310-0836　茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270
環境計量士　木下　学

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

試料名及び採取場所

雨水排水
調整池出口

採取条件

試料採取　貴方　採取日時　2025.12.24　11:22
天候　雨　気温　－　℃　水温　－　℃　透視度　－　度

計量項目	計量結果	単位	計量方法
水素イオン濃度	7.8(21.5℃)	pH	JIS K 0102-1 12
生物化学的酸素要求量（BOD）	6.8	mg/L	JIS K 0102-1 18及び21.4
化学的酸素要求量（CODMn）	11.7	mg/L	JIS K 0102-1 17.2
浮遊物質量（SS）	17	mg/L	S46環境庁告示第59号 付表8
窒素含有量	11.1	mg/L	JIS K 0102-2 17
りん含有量	0.65	mg/L	JIS K 0102-2 18.4
			*** 以下余白 ***

摘要